

静岡県企業局公共事業再評価実施要綱

第1 目的

この要綱は、静岡県企業局が実施する公共事業を再評価することにより、より一層の効率性及びその実施過程の透明性を確保することを目的とする。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業(以下「再評価事業」という。)は、次の事項に該当する事業とする。ただし、当該年度中に完了する事業については、再評価は行わないものとする。

- (1) 企業局が実施する事業のうち、厚生労働省が所管する環境衛生設備整備事業に該当する事業
- (2) 原則として、前記事業に事業採択後5年を経過して実施中の事業

第3 再評価の時期及び結果の効果

- (1) 再評価事業の再評価の時期は、次のとおりとする。
 - ア 原則として5年毎に再評価を実施する。
 - イ 社会経済情勢の急激な変化により、公営企業管理者が再評価を実施する必要があると判断した再評価事業は、アにかかわらずその時点で速やかに実施する。
- (2) 公営企業管理者は、評価結果を対応方針等の結論に至った経緯、評価の根拠とともに公表する。

第4 事業再評価審査会及び事業評価監視委員会

- (1) 公営企業管理者は、再評価事業の再評価を行うため、局内に「静岡県企業局公共事業再評価審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。
- (2) 公営企業管理者は、再評価の実施に当たり、第三者の意見を求めるため、知事に依頼し、「静岡県事業評価監視委員会」(以下「監視委員会」という。)に諮る。
- (3) 審査会の組織、運営に関する事項は別に定める。

第5 再評価の実施

- (1) 審査会は、再評価事業について次の観点から再評価を行い、事業の継続、休止、中止又は事業計画の変更等の内容を含んだ対応方針(案)を作成し、公営企業管理者に提出する。この際、関係機関への要請その他事業の効率的な実施のために執るべき措置等に関し、必要に応じ関係機関から意見を聞くものとする。
 - ア 再評価対象事業採択後の社会経済情勢の変化
 - イ 再評価対象事業の進捗状況
 - ウ 再評価対象事業のコスト縮減案及び代替案等の可能性
 - エ その他(事業の投資効果分析等)
- (2) 公営企業管理者は、対応方針(案)をとりまとめ、監視委員会に諮り、審議結果及び意見を尊重し、翌年度以降の対応方針を決定する。

第6 この要綱に定めるもののほか、再評価に関して必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 14 日から施行する。

